資料５

地域公共交通確保維持事業に係る令和８年度地域公共交通計画の認定申請について

令和７年６月〇日

（名称）豊山町地域公共交通会議

１．地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

本町の幹線道路網は充実しているものの鉄軌道がなく、バス交通による公共交通網を形成している。特に地域間幹線系統であるとよやまタウンバス南ルートは町内と名古屋栄とを結ぶ路線であり、通勤・通学・買い物等で町民にとって無くてはならない公共交通となっている。

しかしながら、自家用車の普及やバスの担い手不足による人件費の増加、昨今の燃料費の高騰等により収支悪化による行政負担の増加をはじめ、運行に様々な問題が発生している。

このため、地域公共交通確保維持事業により、とよやまタウンバス南ルートを確保・維持することで、町民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

「第３次豊山町地域公共交通計画」では、既存路線の確保・維持のため、地域公共交通確保維持事業を活用することとしており、地域間幹線系統を確保維持することは、本計画の目指す地域交通のあり方とも整合している。

２．地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（１）事業の目標

（目標指標）	（目標値（令和 11 年度））
① バスネットワークに対する住民満足度	令和 6 年度より 10%増
② とよやまタウンバス利用者満足度	令和 6 年度より 10%増
③ バス停から 300m範囲内の人口カバー率	97.0%
④ 豊山町を走るすべてのバスの年間利用者数	2,224,000 人
⑤ とよやまタウンバスの年間利用者数	80,000 人
ａ 北ルートの年間利用者数	12,000 人
ｂ 南ルートの年間利用者数	68,000 人
（ただし、令和７年度中に令和１１年度目標値を超える見込みであるため、新たな目標値を設定し、令和８年度の南ルート年間利用者数を 70,000 人に設定する。）	
⑥おでかけパス利用者数	14,594 人
⑦とよやまタウンバスの町負担率	70%

（第３次豊山町地域公共交通計画　Ｐ４１　参照）

別　紙

（２）事業の効果

とよやまタウンバス南ルートを維持することにより、名古屋栄方面へのアクセス性が向上することから、町民の通勤・通学や買い物など、日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、他のバスや電車等との接続が可能であり、効率的な運行体系が実現できるほか、町民の外出促進・地域活性化にもつながる。

３．２．の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

・バスロケーションシステムの活用や公共施設等を待合施設として活用できるよう協議を行い、バス待合環境の改善を行う（豊山町、交通事業者、施設管理者）
・高齢者へのタウンバス割引制度を始めとした高齢者の移動支援（豊山町、交通事業者）
・老朽化しているとよやまタウンバスの車両を更新する（豊山町、交通事業者）
・町内を走る全てのバスネットワークが一目で分かる公共交通マップの作成・配布（豊山町）
・町主催のイベントでバスの車両展示等の利用促進を実施（豊山町、交通事業者）
・サイクル＆バスライドの推進（豊山町、道路管理者、施設管理者）　等

（第３次豊山町地域公共交通計画　Ｐ４４～５１　参照）

４．地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

運行系統名　　：とよやまタウンバス　南ルート
運行系統の概要：平成１８年度から運行しており、豊山町航空館ｂｏｏｎと名古屋栄を結ぶ路線である。買い物や通院、通勤、出張等のビジネス利用客も多く、生活路線として必要不可欠である。
運送予定者　　：あおい交通株式会社

（表１参照）

５．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図るとよやまタウンバス南ルートについて、その運行に係る費用総額のうち、運送収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
（差額分については、豊山町のみで負担する。）

（表２参照）

６．２．の目標・効果の評価手法及び測定方法

・町民意識調査の実施
・バス停勢圏人口カバー率の算定（令和１１年度実施）
・利用者数調査の実施
・ＯＤ調査の実施（令和１１年度実施）

別　紙

７．別表１の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日１日当たりの運行回数が３回以上で足りると認めた系統の概要 **【地域間幹線系統のみ】**
該当なし
８．別表１の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 **【地域間幹線系統のみ】**
該当なし
９．生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 **【地域間幹線系統のみ】**
別紙１参照
10．地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 **【地域内フィーダー系統のみ】**
該当なし
11．車両の取得に係る目的・必要性 **【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
とよやまタウンバス南ルートの車両のうち、１台は令和２年７月に運行を開始しており、法定耐用年数の５年を迎えている。運行の安全性と定時性を確保するためにも、車両１台を更新する必要がある。
12．車両の取得に係る定量的な目標・効果 **【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
（１）事業の目標
とよやまタウンバス南ルートの利用者数を令和８年度に 70,000 人以上とする。
（２）事業の効果
とよやまタウンバス南ルートを維持することにより、名古屋栄方面へのアクセス性が向上することから、町民の通勤・通学や買い物など、日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、他のバスや電車等との接続が可能であり、効率的な運行体系が実現できるほか、町民の外出促進・地域活性化にもつながる。 当該路線は豊山町から名古屋栄を結ぶことから、運行距離が長い。そのため、購入予定の車両と既存車両と合わせて、２台体制で効率的な運行形態を構築する。
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
なお、地域公共交通確保維持事業によって運行を維持するとよやまタウンバス南ルートの車両の取得について、購入費用総額 22,119,920 円のうち、豊山町から運行事業者への補助金額については、国庫補助金を差し引いた差額分を負担することとしている。

別　紙

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）
【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（１）事業の目標

該当なし

（２）事業の効果

該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額**【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

・令和７年６月２３日　令和７年度事業計画（案）について
令和８年度地域公共交通計画の認定申請について

19. 利用者等の意見の反映状況

昨年度実施した町民意識調査や住民懇談会の結果から、「バスが走っているのは知っているが、使い方がわからない」といった意見や「自家用車を所有していないと生活が困難な地域」だと感じる方が一定数いることがわかった。そのため、バス車両の展示や乗り方教室等の公共交通をＰＲする事業を実施し、町全体の公共交通の利用促進に繋げる。また、高齢者割引制度の継続実施による、高齢者の利用促進を行う。

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄２６０
（所　属）豊山町　まちづくり推進課
（氏　名）横山　美佳
（電　話）０５６８－２８－０９４４
（e-mail）machidukuri@town.toyoyama.lg.jp